【地域コミュニティ交通導入ガイドライン骨子(案)】

背景と目的

本市の公共交通は、鉄道、路線バス、タクシーで網羅されており一定充実しています。併せてこれらを補完するコミュニティバスの導入によりまとまった公共交通空白地域・不便地域は解消されていることから、現状においては、新たに市が主体となるコミュニティバス等の導入の予定はありません。しかしながら、交通環境は路線バス運転手の全国的な減少に加え、運転手の労働時間規制が強化されるいわゆる2024年問題などにより、変化が予見されるところであります。

本市においては交通環境の変化への対応という将来的な課題に加え、現状、利用者数の低下から減便や廃止となったバス路線の周辺地域や道路事情によりバスの通行できない地域において、 公共交通サービスの確保といった要望が挙げられているといった実態があります。

本市は限られた財源の中でこれらの地域において従来の公共交通と連携した新たな交通手段として、地域が発意し主体的に検討や運営を行う地域コミュニティ交通の導入支援を行います。

当該ガイドラインは、地域が主体となり地域コミュニティ交通の導入を検討する際の導入手順・ 支援内容等を整理するものです。

本市の考え方

本市においては、市域を網羅した形で公共交通サービスが構成されていますが、地域住民の利用が減少してしまえば、当然既存の公共交通サービスは衰退してしまい、交通空白地域(不便地域)が発生してしまいます。将来にわたり、自らの移動手段を確保・維持するには、地域住民が既存公共交通を積極的に活用していく意識が重要になります。

そのため、地域コミュニティ交通は、吹田市公共交通維持・改善計画(マスタープラン)に定めた 各公共交通の役割分担と重複せずに、既存公共交通に乗継ぐための限られた範囲内(小学校区程度)で運行するものになります。

また、本市はまとまった交通空白地域(不便地域)を解消し、地域住民の移動手段を将来にわたり維持・提供しつづけるため、すいすいバスの運行について財政支援を行っていますが、限られた財源の中で新たなサービスへの支援は厳しい現状です。そのため本市としては、地域コミュニティ交通の導入に関わる支援は行いますが、地域コミュニティ交通導入後の運行に関わる支援は行わないものとします。

なお、公共交通を取り巻く環境は、交通分野における最先端技術の活用やシェアリングサービス も踏まえ、今後大きく変化することが想定されます。当該、ガイドラインは、変化する公共交通の実 情を考慮し今後とも発展的に改訂してくものとします。

支援対象地域

地域コミュニティ交通は公共交通空白地域及び公共交通不便地域に居住する方々の移動手段確保を目的としていますので、ガイドラインに示す公共交通空白地域及び公共交通不便地域を、支援の対象地域の目安とします。

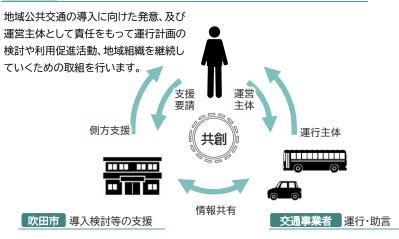
運行形態

地域コミュニティ交通は、既存公共交通では対応できないきめ細 やかなニーズに対応し、実状に応じた生活の足を担う、地域主体の 【運行形態】 公共交通です。導入を検討するにあたり、 路線定期運行 道路運送法において事業用に該当する、 (例)路線バス等 乗合事業(一般乗合旅客自動車運送事業)を **m**→i **m**→ii 【乗合·貸切】 基本とします。運行形態は、導入地域の利用実 乗合事業 路線不定期運行 熊に沿って設定してください。 (例)不定期バス等 貸切事業 【輸送の対象】 (例)観光バス 区域運行 <u>不特定</u> 誰でも輸送 乗用事業 (例)デマンド交诵 【ナンバー】 (例)タクシ 特定 <u>---</u> 特定の人のみ 特定旅客自動車運送事業 (例)スクールバスなど

(1) 役割分担

地域コミュニティ交通の導入を実現するには、地域住民・交通事業者・吹田市の3者がそれぞれ の役割を果たし、互いに共創(連携・協働)して取り組むことが必要となります。

地域住民 使いやすい公共交通の形の継続的な検討及び主体的な運営



【地域コミュニティ交通導入ガイドライン骨子(案)】

【支援内容】

は事業廃止)

運行収支の精算

(※赤字の翌年度

● 導入に向けた検討手順・本市の具体的な支援内容

地域コミュニティ交通の実現には、導入に向けた段階的な取り組みが必要になります。

【地域住民の検討手順】

【支援内容】 課題意識の共有 既存公共交通の運 地域組織の形成 Step2 行事業者と、現行 サービスの見直し 発意から検討開始まで Step3 移動ニーズ等調査 が可能か協議 Step4 事業者ヒアリングの実施 Step5 地域公共交通協議会での意見聴取 【支援内容】 運行計画素案の作成 公共交通に精通し たコンサルタントや 検討の開始 需要調査の実施 有識者を地域組織 課題や目的の明確化 に派遣 運行計画(案)の作成 【支援内容】 Step2 地域公共交通 運行計画(案)の作成 市へ申請書を提出 協議会へ提案 地域公共交通協議会へ提案 【支援内容】 Step1 実証運行の準備 実証運行の実施 実証実験に伴う イニシャルコスト (2年を最大とする) 実証運行の実施 及び収支の精算

▶ 地域の発意から検討開始までの流れ

・地域組織を立ち上げる前に、地域が抱える交通問題の共有や検討・協議を行う場として自治会や有志による勉強会等の準備組織を作ります。



- ・地域組織の設立にあたっては、位置付けや役職、会員、運営方法等を検討し、 必要な事項を会則等としてまとめましょう。
- ・設立された地域組織は、地域住民を対象としたアンケート調査により移動ニーズを確認し、 既存の地域公共交通のサービス内容が、「地域の移動ニーズ」に合っているか、どの程度満足 しているかを評価してください。また、並行して対象地域の道路幅員や交通規制、人口等の 資料を確認しましょう。

▶ 実現性を踏まえた運行計画の検討

・ガイドラインに示す「運行サービス項目」を参考に、地域の移動実態に沿った運行計画を検討し、継続的な利用促進活動や地域住民の "乗って支える"といった意識醸成を図る取り組みをしましょう。



▶ 持続的な運行が可能となる条件の充足

・地域コミュニティ交通を導入して目標達成とするのではなく、将来にわたり持続的に運行することが重要となります。そのため、運行計画に基づき実証運行を行い、一定の条件を満足することを確認することが必要です。

■ 運行サービス項目

本格運行の開始

運行計画を検討する際には、下記の運行サービス項目を参考にして下さい。

Step1

Step2

項目	内容
運行形態	対象地域にお住いの方の移動特性に応じた運行形態
運行日	対象地域にお住いの方の需要、利用実態に沿った運行日を設定
運行時間帯 運行間隔	対象地域にお住いの方の外出時間帯にあったサービス提供時間を設定
利用料金	利用想定数と運行経費に基づいた料金設定

本格運行の実施

継続的な活動及び利用促進

項目	内容
停留所間隔	利用者の安全確保を第一とし、わかりやすさや通行車両・歩行者への影響の少なさを 考慮し設置場所を設定
使用車両	運行形態、及び道路状況を確認し設定
運行経路	・既存公共交通に影響を及ぼさないことを原則とし、既存公共交通のバス停、 駅等と接続する。 ・使用車両が運行可能な道路を選択(車両幅 2倍+車道幅員 50㎝の確保) ・既存バス路線との競合はしない。 ・主要施設(駅、病院等)の立地及び営業時間を考慮する。